

子宮頸がん予防ワクチン等3種の定期接種に関し
早期に国の制度確立を求める意見書

子宮頸がん予防ワクチン等の3種のワクチン接種緊急促進事業は、平成22年度補正予算成立の11月26日から平成23年度末までの時限措置として実施されてきたが、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンについては、一時停止時期があり、子宮頸がん予防ワクチンについても、当初、供給不足が発生するなど、接種時期の問題もあり、当該対象者に十分行き渡ったとは言えない状況である。

また、V P D（ワクチンで防げる病気）として、上記3種のみならず、水痘など多くの疾病へのワクチンは、欧米では公費接種として認められているところであり、本来は、このような短期の臨時事業で終えられるものではなく、継続して公費負担で実施されることこそが、国民の健康維持増進に大きく力を発揮するものと言われている。

既に、厚生労働省の予防接種部会では、これらV P Dについてのワクチン定期接種化と日本の予防接種体制の改善を求め、法改正も提言されている。

医療現場においては、子宮頸がん予防ワクチン接種が、既に平成23年度内には公費で3回接種できない段階に入っており、次年度以降の公費負担の取扱いについて、早急な判断を求める声が上がっている。

よって国におかれては、地元自治体に負担を掛けることなく、国の財政支援を明確にしたうえで、早期に下記の制度を確立されるよう強く求める。

記

- 1、子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンについては、定期接種化までの間の臨時促進事業を継続すること。
- 2、高齢者に対する肺炎球菌ワクチンを含むV P Dに対する公費定期接種の継続及び拡大を図ること。
- 3、安心して平等に受けられる予防接種体制を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年12月21日

泉南市議会